

京都市東高瀬川センター ヘルパーステーション
指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業重要事項説明書

1. 事業所の概要

(1) 事業所の種類

定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所・令和2年11月1日指定 事業所番号 2690900598

(2) 事業所の目的

社会福祉法人京都老人福祉協会が開設する京都市東高瀬川センター ヘルパーステーション（以下「事業所」という）が行う指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の事業（以下「事業」という）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業の介護福祉士又は訪問介護員研修の修了者（以下「訪問介護員等」という。）が、要介護状態にある高齢者に対し、適正な指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護（以下「サービス」という）を提供することを目的とする。

(3) 事業所の名称等 京都市東高瀬川センター ヘルパーステーション

京都市伏見区北端町44-7

075-612-8023

(4) 事業所の運営方針

- 一 本事業所において提供するサービスは、介護保険法並びに関係する厚生省令、告示の趣旨及び内容に沿ったものとする。
- 二 利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるとともに利用者及び家族のニーズを的確にとらえ、個別に定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画（以下「訪問介護看護計画」という）を作成することにより、利用者が必要とする適切なサービスを提供する。
- 三 サービス提供にあたっては、地域との結び付き重視し、市町村、他の地域密着型サービス事業者又は居宅サービス事業者、その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努める。
- 四 利用者またはその家族に対し、サービス内容及び提供方法について解りやすく説明する。
- 五 適切な介護技術をもってサービスを提供する。
- 六 常に提供したサービスの質の管理、評価を行う。
- 七 感染症や非常災害の発生時においても支援を継続的に実施するため、また非常時の体制で早期の業務再開を計るための計画を策定し、計画に従って必要な措置を行う。
- 八 感染症の発生及びまん延しないよう、対策を検討すると共に指針を整備し、職員に対して研修及び訓練を定期的実施する。（感染防止対策のため、テレビ電話装置その他の情報通信機器の活用を検討する）
- 九 居宅サービス計画（「サービス計画」という）にそった訪問介護を提供する。

(5) 営業日及び営業時間

【営業日】年中無休

【受付時間】8時30分 ～ 17時

【サービス提供時間】24時間

(6) 留意事項

- ・ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護は連携型です。業務の一部を他法人の訪問看護事業所と連携してサービスを行う。連携する事業所については別紙定めることとする。
- ・ 指定訪問介護事業者又は指定夜間対応型訪問介護事業者に業務の一部を委託し、サービスを行う場合があります。委託事業者とは別途契約を結び連携を図ります。

(7) 通常の事業実施地域

京都市伏見区役所本庁管内地域、伏見区役所深草支所管内地域

2. 職員の配置状況

当事業所では、ご契約者に対してサービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

＜主な職員の配置状況＞※職員の配置については指定基準を遵守しています。

＜主な職員の勤務体制＞

職 種		サービス提供時間においてシフト制です。
センター長（管理者・兼務）	1 名	
計画作成責任者（兼務）	3 名以上	
オペレーター	13 名（兼務含）	
訪問介護員	21 名（兼務含）	

3. サービスと利用料金

サービス内容については下記の種類があります。

(1) 計画の作成

サービス提供にあたっては、ご利用者の日常生活全般の状況および希望を踏まえて、定期巡回サービス及び随時訪問サービスの目標を達成するための具体的な訪問介護看護計画を作成します。

(2) オペレーションセンターサービス

利用者の居宅にケアコール端末を配布し、利用者が援助を必要とする状態となったときにボタンを押すなどにより、オペレーションセンターに通報できます。オペレーターが通報内容を基に訪問介護員の訪問若しくは看護師の対応の適否を判断して、随時訪問サービス等の派遣を行います。

(3) 定期巡回サービス

介護計画に基づき、定期的に利用者の居宅を巡回し、利用者が居宅において、生活を送るのに必要な援助を行います。

(4) 随時訪問サービス

オペレーションセンター等からの随時連絡に基づいて、緊急時の対応その他利用者がその居宅において、生活を送るのに必要な援助を行います。

(5) 訪問看護サービス

必要に応じ、連携先の訪問看護事業所の指示を仰ぎ、訪問看護師が訪問を行います。
看護師は、定期的なモニタリング・アセスメントを行います。

＜サービス利用料金＞（契約書第8条参照）

下記の料金表によって、ご利用者のサービス種類に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額（自己負担額）をお支払い下さい。なお、京都市の場合、地域単価は1単価10.7円です。

（上記サービスの利用料金は、ご利用者のサービス内容・提供時間に応じて異なります。）

(1) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービス利用料

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
1月につき	5,446 単位	9,720 単位	16,140 単位	20,417 単位	24,692 単位

(2) 夜間訪問型サービス利用料 (要介護度によらない) 提供時間 18:00~8:00

基本夜間訪問型サービス費	989 単位/1 ヶ月
定期巡回サービス費	372 単位/1 回
随時訪問サービス費 (Ⅰ) 訪問介護員 1 名での訪問の場合	567 単位/1 回
随時訪問サービス費 (Ⅱ) 訪問介護員 2 名での訪問の場合	764 単位/1 回

※ 一人での介護が困難なケース等で、2 名で訪問する場合があります。

※ 連携型事業所の利用者は、連携先の指定訪問看護事業所において訪問看護費が 2,954 単位もしくは 3,754 単位が算定されます

※ 総合マネジメント体制強化加算 (Ⅰ) として、1,200 単位/月が加算されます。(夜間訪問型は算定なし)

※ 人員配置等、サービス提供体制強化加算Ⅰの要件を満たしており、1 月につき 750 単位をいただきます。
ただし夜間訪問型については 1 日につき 22 単位をいただきます。

※ 利用日より 30 日間は初期加算として 30 単位/日が加算されます。(夜間訪問型は算定なし)

※ 介護職員等処遇改善加算Ⅰとして算定した単位数に 24.5% を乗じた単位が加算されます。

※ 支給限度額を超えたサービス提供については、10 割負担 (全額自己負担) となります。

※ 緊急通報・定時通報の通話料に関しては、ご負担いただくことになります。

※ ケアコール端末の取り付け・取り外し・保守料等については、事業者が負担いたします。

但し、故意・過失によるケアコール端末の破損については、修理料等をご負担いただく場合があります。

※ 利用者が、当該事業所のサービスを受けている間に、他のサービスを利用した場合は以下のとおりの単位数を減算します。

ア) 通所介護、通所リハビリテーション、認知症対応型通所介護のサービスを受けた場合 1 日につき以下の単位を減算する ※夜間訪問型は減算なし

	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
1 日につき	62 単位	111 単位	184 単位	233 単位	281 単位

イ) 短期入所生活介護、短期入所療養介護のサービスを受けた場合、利用日数に応じ、以下の単位を減算する

	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
1 日につき	179 単位	320 単位	531 単位	672 単位	812 単位

○利用料金のお支払い方法 (契約書第 8 条参照)

ア. 金融機関口座からの自動引き落とし
イ. 下記指定口座への振り込み
京都銀行 墨染支店 普通預金 3902875
名義 社会福祉法人京都老人福祉協会

4. 事故発生時の対応について

契約書第 14 条と第 16 条の記載通り、事故発生時は、ご家族及び居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、保険者と連携しながら、誠意をもって必要な措置を講じます。

5. 緊急時の対応について

ご利用者に対するサービスの提供中に、ご利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じた時は、速やかにご家族、主治医、居宅介護支援事業者等に連絡を行なうとともに、必要な措置を講じます。また、急を要する場合は、事業所の判断により、救急車両を要請するとともに、必要に応じて京都市・保険者へ連絡します。

6. 個人情報の保護

事業所は、利用者及びその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切に取り扱うものとする。

事業所が取り扱う利用者及び家族等の個人情報については、介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族等の個人情報を用いる場合は当該家族等の同意をあらかじめ文書により得るものとする。

7. 虐待の防止・その他

事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図る。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
- (3) 従業員に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施する。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

事業所は、虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、市町村に通報するものとする。

8. 相談・要望・苦情及びサービス内容等は、下記窓口まで

当事業所におけるご相談等は、以下の専用窓口で受け付けます。

- ① 受付担当者名 足立 智子 電話 075-612-8023
(担当者に変更があった場合は、ご連絡いたします)

ご相談等については、以下の機関が誠意をもって対応いたします。

- ② 対応窓口 サービス向上委員会（京都老人福祉協会） 電話 075-641-6625

その他、当事業所以外に区役所・京都府国民健康保険団体連合会の相談・苦情窓口で苦情を伝えることができます。

伏見区役所	保健福祉センター健康長寿推進課	電話 075-611-2278
伏見区深草支所	保健福祉センター健康長寿推進課	電話 075-642-3603
伏見区醍醐支所	保健福祉センター健康長寿推進課	電話 075-571-6471
国民健康保険団体連合会	介護相談係	電話 075-354-9090
京都府社会福祉協議会	運営適正化委員会	電話 075-252-2152
第三者委員	井上幸夫	電話 075-601-5390
	高橋猛	電話 090-4641-0777
	田村充子	電話 075-571-4181

9. 第三者評価の実施状況 (有 ・ 無)

《実施年月日》 _____ 《評価機関》 _____
《評価結果》 _____

居宅サービスの利用にあたり、利用者様に対して重要事項説明書を交付の上、サービスの提供と利用料金及び重要事項説明書の説明をしました。

説明年月日 令和 年 月 日

事業者

住所 京都市伏見区深草大亀谷東古御香町 59 番地 60 番地

事業者

〈法人名〉 社会福祉法人京都老人福祉協会

〈事業所名〉 東高瀬川センターヘルパーステーション

代表者名 理事長 馬場 協一郎 印

説明者 計画作成責任者

氏名 印

私は、重要事項説明書に基づいて居宅サービスの内容及び利用料金、重要事項の説明を受け、その内容に同意のうえ、本書面を受領しました。

利用者本人

住所

氏名 印

(署名・法定)代理人

住所

氏名 印

(利用者との関係)

(別紙)

連携訪問看護事業所

事業所名	所在地	連絡先	事業所番号
訪問看護ステーション 墨染の家ほっこり	京都市伏見区深草石橋町 18-1	075-645-2722	2660990470
訪問看護ステーションケ アネットすばる	京都市伏見区深草池ノ内町 7-15	075-646-3631	2660990181
訪問看護ステーション アソシア	京都市伏見区深草大亀谷古御香町 96- 5	075-201-6028	2660590249

委託事業所

事業所名	所在地	連絡先	事業所番号
あんしんサポート伏見	京都市伏見区深草大亀谷東古御香町 59 番地 60 番地	075-645-6564	2690900051
さくらハウス七瀬川	京都市伏見区深草小久保町 261 番地	075-643-6520	2690900457
京都市春日丘ヘルパース テーション	京都市伏見区醍醐辰巳町 12 番地 1	075-575-2455	2690900606